境港市公告第３９号

公募型プロポーザル方式により、美保飛行場周辺まちづくり基本計画策定支援業務の受託候補者の選定を行うので、その参加申込書等の提出について、次のとおり公告する。

平成２７年７月３１日

境港市長　中　村　勝　治

１　業務名

美保飛行場周辺まちづくり基本計画策定支援業務（以下「本業務」という。）

２　本業務の概要

（１）業務の内容

ア　美保飛行場周辺まちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）の内容の検討

美保飛行場周辺まちづくり構想（以下「構想」という。）の内容に関する調査、会議等での議論を踏まえ、基本計画の策定に向けた検討・支援を行う。

イ　美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会等の企画・運営支援

学識経験者や関係団体の代表者からなる「美保飛行場周辺まちづくり計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）、市民ワークショップ、市民説明会等の進め方、企画調整、会議資料の作成、会議録及び会議概要の作成などの支援を行う。

（２）委託予定額

１２，８６２，８００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内

（４）履行期間

契約締結の日から平成２８年３月２２日まで

（５）業務仕様書

別添「美保飛行場周辺まちづくり基本計画策定支援業務仕様書」のとおり。

３　参加資格

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

（１）平成 27・28 年度境港市測量等業務入札参加資格者であり、鳥取県西部に本社、支社、営業所のいずれかを有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合を除く。）でないこと。

（４）企画提案書の提出期限において、境港市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和 62 年４月１日施行）に基づく指名停止を受けていないこと。

（５）公共団体からのまちづくり計画検討や市民が参画する会議の支援等の業務実績があること。

（６）構想に記載のある施設建設に関して十分な経験・知識を有すること。または、その体制がとれること。
（７）境港市税等に滞納がないこと。
（８）境港市暴力団排除条例（平成 23 年境港市条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

４　企画提案を求める項目
（１）基本計画の取りまとめの方向性
　構想（特に防災、自衛隊との交流、賑わいづくり）をどのように具体的かつ実効性のある基本計画とし、次年度以降の基本設計、実施設計につなげていくか。構想で併記してある部分についての決定方法についても提案すること。
（２）検討委員会等の進め方
　検討委員会、市民ワークショップ等の議題設定をどのように考え、計画をまとめるか。また、市民参画等の具体的な取り組み内容についても提案すること。
（３）実施スケジュール
　基本計画を策定するため、どのようなスケジュールで効果的かつ確実に本業務を実行するか。
（４）執行体制及び過去の実績
　本業務を執行するにあたり、どのような実効性のある体制を組むか。また、本業務に関係する過去の業務実績にはどのようなものがあり、それを本業務にどのように活かすことができるか。
（５）その他事項
　その他本業務の目的達成のため、重要と考える事柄及び効率的・効果的な手法があれば提案すること。

５　一般事項
（１）本プロポーザルの日程

参加申込書の提出期限	平成 27 年 8 月 10 日（月）　午後 5 時
参加資格確認の通知	平成 27 年 8 月 12 日（水）　メールで連絡する。
質問書の提出期間	平成 27 年 8 月 10 日（月）から 13 日（木）午後 5 時まで
質問に対する回答	平成 27 年 8 月 17 日（月） 境港市ホームページに掲載する。
企画提案書の提出期限	平成 27 年 8 月 26 日（水）　午後 3 時
一次審査結果の通知日	平成 27 年 8 月 28 日（金）　予定
二次審査の実施日	平成 27 年 9 月　7 日（月）　予定 （対象者に対して、後日文書で通知する。）

※提出書類は、各様式を使用すること。
※提出方法は、持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着とする。
　なお、質問書に限り、ファクシミリ、メールでも可とする。
※第６項第１号の規定により一次審査を省略した場合は、二次審査（ヒアリング）が早まる場合

があるので注意すること。

（２）提出先

〒684－8501　　境港市上道町 3,000 番地

境港市自治防災課

電話：0859-47-1070　　ファクシミリ：0859-44-3001

メール：jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp

※質問書の提出でメールを利用する場合は「まちこう支援業務」の文字を必ず件名の冒頭に入れること。ただし、参加申込書及び企画提案書は必ず郵送又は持参すること。

（３）参加申込書の作成及び提出について

様式１（必要に応じて様式１－１）により作成し、１部提出すること。

（４）企画提案書の作成及び提出について

別紙１「企画提案書等の作成及び提出について」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

（５）参考資料

美保飛行場周辺まちづくり構想

※境港市ホームページの「市の施策・行政」－「各種計画・構想」の項目参照

6　企画提案の審査

本プロポーザルの審査は、美保飛行場周辺まちづくり基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき設置する美保飛行場周辺まちづくり基本計画策定支援業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、別紙２「評価の視点」により審査し、本業務に最も適していると認められる企画提案者（以下「受託候補者」という。）を選定する。

（１）一次審査（書類審査）

・提出書類による審査を行う。

・一次審査通過の企画提案は、５社（者）とする。

・応募件数が少数の場合は、審査委員会委員長の決定により一次審査を省略し、全ての企画提案を一次審査通過とする。

・一次審査の結果（一次審査を省略した場合を含む。）は、企画提案者全員に文書で通知する。

（２）二次審査（ヒアリング）

・一次審査を通過した企画提案者に対し、ヒアリングを実施する。

・出席者は、総括責任者を含む最大３人までとする。

・ヒアリングは、１社（者）約 45 分（提案説明約 30 分、質疑 15 分）を想定し、順次個別に行う。

・ヒアリングの詳細については、別途文書で通知する。

・二次審査は、一次審査（書類審査）及びヒアリングの結果を総合的に勘案して審査する。なお、応募者が１社（者）の場合でも二次審査を実施し、優れていると認められた場合には受託候補者として選定する。

・選定結果は、ヒアリングを実施した企画提案者全員に文書で通知する。

7　企画提案書の取扱い

・提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

・提出された企画提案書は返却しない。

・著作権は、それぞれの企画提案者に帰属する。
・企画提案者は、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類を境港市が利用することをあらかじめ許諾することとする。（複製の作成を含む。）
・受託候補者は、その後の本業務の遂行に必要な場合、提出書類を境港市が利用することをあらかじめ許諾することとする。（複製の作成を含む。）

8　委託の相手側について

本業務の委託は、受託候補者に対して行うこととし、その手続きについては、境港市契約規則（平成 22 年境港市規則第 25 号）による。ただし、公募型プロポーザル方式の性質上、企画提案書の内容をもって契約するものとは限らない。

9　業務計画書の提出

（1）受託者は、契約締結後 7 日以内に業務計画書を作成の上発注者に提出し、承認を受けることとする。
（2）業務計画書には、次の事項を記載すること。
ア　検討業務内容
イ　業務遂行方針
ウ　業務工程表
エ　業務実施体制および組織図
オ　業務従事者一覧（協力者を含む）及び経歴書
カ　その他、発注者が必要とする事項
（3）前号に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

10　その他

（1）失格要件

以下の場合には、審査委員会において審査の上、失格になることがある。
ア　企画提案書に虚偽の記載・申告がある場合
イ　企画提案書に記載された総括責任者が、担当できないことが明らかになった場合
ウ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
エ　その他、選考委員会において不適当と認められた場合
（2）その他
ア　企画提案書の作成、提出等に係る一切の費用については、企画提案者の負担とする。
イ　境港市が提供した資料は、境港市の了解なく公表、使用してはならない。